

エコアクション21

環境経営レポート

(実施期間 令和6年7月1日～令和7年6月30日)



有 限 会 社 明 光 産 業

作成日 令和7年8月20日

ABOUT US

—わたしたちについて

人と地域と地球の結び目に。
住み続けられる街づくりを目指して。

「全ての人々の可能性とともに動き続ける」という想いを込め、「サステナブルな社会」「企業の社会的責任」(CSR)を念頭に、1985年2月の創設より産業廃棄物収集運搬業をメインに、解体業、清掃業、一般貨物運送事業、派遣事業等の業務を行っております。

「次世代に繋がる環境活動」を経営理念のもと、人材育成と、明るく健康に働き続けられる職場、明朗な家庭づくりに励み、活力ある企業づくりに努めております。

また「安全運行はプロドライバーの社会的使命」と3つの輸送安全マネジメントを掲げ、ドライバーの安全教育、労務管理を行っており、安心・安全な業務と同時に、環境保全活動を推進します。



【 目 次 】

	頁
1.環境経営方針	1
2.組織の概要	2
(1) 事業者名及び代表者名	2
(2) 所在地	2
(3) 環境管理責任者及び連絡先	2
(4) 事業活動	2
(5) 事業規模	2
(6) 対象範囲	2
(7) 産業廃棄物収集運搬実績	2
(8) 許認可内容	3-4
(9) 事業計画の概要	5
(10) 業務工程図	5
(11) 保有設備	5
(12) 産業廃棄物収集運搬料金及び貨物運送料金 (車の写真)	6
(13) 組織図	7
3.環境経営目標	8
4.環境経営計画	9
5.環境経営目標の実績	10
6.環境経営計画の取組結果とその評価、今後の取組内容	11
7.環境関連法規等の遵守状況の確認・評価結果と違反、訴訟等の有無	12
8.代表者の全体評価と見直し・指示	13

1.環境経営方針

環 境 経 営 方 針

[環境理念]

私たちは、産業廃棄物収集運搬及び貨物運送の事業活動を通じて地球環境を守るために出来るだけ環境負荷の低減に努め、地球温暖化防止と循環型社会に実現に向けた活動を自主的、積極的に継続して取り組みます。

[環境経営方針]

1.環境関連法規等を遵守し、環境汚染の防止に努めます。

2.環境負荷の削減のため以下の活動に積極的に取り組みます。

- ①エコドライブを推進し、二酸化炭素排出量を削減しコストを低減します。
- ②省エネルギーに取り組み、電力使用量を削減しコストを低減します。
- ③分別の徹底・リサイクルの推進により廃棄物排出量を削減しコストを低減します。
- ④節水により水使用量を削減しコストを低減します。
- ⑤産業廃棄物収集運搬、貨物運送での安全・エコ活動を推進します。
- ⑥社会貢献活動を積極的に行います。

3.この方針を全社員に周知・徹底し、環境経営システムの継続的な改善を進めます。

令和5年7月1日
有限会社 明光産業
代表取締役 本間 美貴子

2. 組織の概要

(1) 事業者名および代表者

有限会社 明光産業

代表取締役 本間 美貴子

(2) 所在地

本社 : 茨城県水戸市笠原町920番地の12

TEL 029-241-8787 FAX 029-244-1244

県庁前支店 : 茨城県水戸市笠原町1522-1

TEL 029-350-8781 FAX 029-303-7686

茨城町営業所 : 茨城県東茨城郡茨城町上石崎16番地

TEL 029-292-8387 FAX 029-350-8781

(3) 環境管理責任者連絡先

環境管理責任者 : 野澤 一三

県庁前支店 TEL 029-350-8781 FAX 029-303-7686

E-mail : k.nozawa@meikousangyou.com

(4) 事業活動の内容

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、

一般廃棄物収集運搬業、一般貨物運送事業、労働者派遣事業、

一般建設業業許可

(5) 事業規模

法人設立 : 昭和60年2月16日

資本金 : 800万円

売 上 : 347.7百万（令和6年7月～令和7年6月）

従業員 : 25名

県庁前支店：延床面積 66.24m²

茨城町営業所：敷地面積 4.262m²

(6) 対象範囲

全組織・全活動・全従業員を対象とする。

本社：（登記上で事業活動をしていない）

(7) 産業廃棄物収集運搬実績・解体実績

1 : 産業廃棄物収集運搬量

2 : 特別管理産業廃棄物収集運搬量

3 : 一般廃棄物収集運搬量

4 : 解体工事件数

R5年度	R6年度
1,911 t	1,755t
25t	14t
247 t	248 t
1件	2 件

(8) 許認可内容 [保有許可]

産業廃棄物収集運搬業

許可番号 許可年月日 有効年月日	産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)																					
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	ゴムクリートく	ズコンクリートく	陶器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物死体	ばいじん
																					13号廃棄物	
青森県 第00201011472号 令和7年4月30日 令和12年4月29日	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	-	○ *1~4	-	○ *1~4	-							
宮城県 第00400011472号 令和6年9月20日 令和11年9月19日	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	-	○ *2~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	-	○ *2~4	-	
福島県 第00707011472号 令和6年1月30日 令和10年11月27日	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	-	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~5	○ *1~4	○ *1~4	○ *1~4	-	○ *1~4	-	
茨城県 第00801011472号 令和5年8月10日 令和9年6月30日	○ *4	○ *2~4	○ *3	○ *3	○ *3*4	○ *1~3	○	○	○	○	-	○ *1~3	○ *1~3	○ *1~3	○ *1~3	○ *4	○ *2	-	-	○ *4	-	
栃木県 第00900011472号 令和5年10月31日 令和10年10月30日	○ *4	○ *2~4	○ *3	○ *3	○ *3*4	○ *2*3	-	-	-	-	-	○ *3	○ *2*3	-	-	○ *4	○ *2	-	-	○ *4	-	
群馬県 第01000011472号 令和7年5月25日 令和12年5月24日	○	○	○	○	○	○ *2	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○ *2	○ *2	○	○	-	○	-
埼玉県 第01100011472号 令和2年10月19日 令和7年10月18日	○	○	○	○	○	○ *2*3	○	○	○	○	-	○	○ *3	○ *2*3	○ *2*3	○ *2*3	○	○	-	-	○	-
千葉県 第01200011472号 令和6年7月3日 令和11年5月29日	○ *4	○ *2~4	○	○ *3*4	○ *3*4	○ *1~3	○	○	○	○	-	○	○ *1*3	○	○ *1~3	○ *4	○ *2	-	-	○ *4	-	
東京都 第13-00-011472号 令和6年8月23日 令和11年8月22日	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	-	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	○ *2~4	-	-	○ *2~4	-	
神奈川県 第01400011472号 令和6年12月16日 令和11年9月18日	○ *4	○ *2~4	○	○ *3*4	○ *3*4	○ *2*3	○	○	○	○	-	○	○ *3	○ *2*3	○ *2*3	○ *4	○ *2	-	-	○ *4	-	

*1：自動車等破碎物を除く

*3：水銀使用製品産業廃棄物を含む

*5：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

*2：石綿含有産業廃棄物を含む

*4：水銀含有ばいじん等を含む

特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可番号 許可年月日 有効年月日	特別管理廃棄物の種類																			
	揮発性油 発性油 ・灯油類 ・軽油	廃油 pH 2.0 以下)	廃酸 pH 1.1 以上)	廃アルカリ 1.2 以上)	感性産業廃棄物 性産業廃棄物 B.5 以上)	(P)低濃度汚染物 C.2 以上)	(P)C濃度汚染物 B.2 以上)	(P)C低濃度汚染物 B.1 以上)	(P)C廃ポリ塩化物 B.1 以上)	(P)C廃ポリ塩化物 B.1 以上)	(P)C廃ポリ塩化物 B.1 以上)	廃水銀等 等処理物	廃水銀等 等処理物	指定下水汚泥 等処理物	廃石綿等 等処理物	特定有害産業廃棄物				
																鉱さい ばいじん 燃え殻	廢油 汚泥 廃酸 廃アルカリ			
青森県 第00251011472号 令和7年4月30日 令和12年4月29日	○	○	○	○					○			○	○	○	*3	*3	*11	*3~9	*3~7	*3*5*7 *9*11
福島県 第00757011472号 令和6年2月14日 令和10年12月20日	○	○	○	○					○			○	○	○	*3	*3	*11	*3~9	*3~7	*3*5*7 *9*11
茨城県 第00851011472号 令和7年2月4日 令和10年11月24日	○ *11	○ *3~7	○ *3*5*7	○ *9*11	○				○			○	○	○	*3	*3		○ *3~9		
栃木県 第00950011472号 令和4年7月26日 令和9年7月25日									○			○	○	○	*3	*3	*1*11	*3~9	*2~7	*2*3*5 *9*11
群馬県 第01050011472号 令和7年5月25日 令和12年5月24日	○ *1	○ *2	○ *2														○	○ *3~9		
千葉県 第01250011472号 令和3年7月26日 令和8年7月25日	○	○	○														○	○ *11*24		

*1 : 挥発性

*9 : シアン化合物

*2 : 腐食性

*11 : トリクロロエチレン

*3 : 水銀 (又はその化合物)

*24 : セレン (又はその化合物)

*4 : カドミウム (又はその化合物)

*5 : 鉛 (又はその化合物)

*6 : 有機燐化合物

*7 : 六価クロム化合物

*8 : 硒素 (又はその化合物)

一般廃棄物収集運搬業

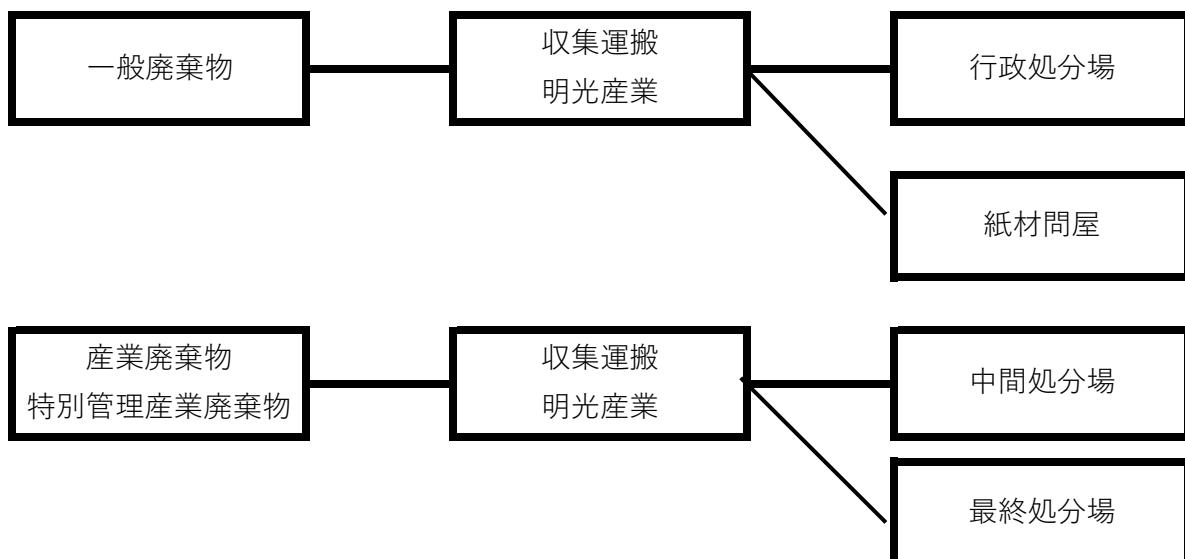
市町村	許可の年月日	許可の有効年月日	許可番号	許可内容
水戸市	令和6年4月1日	令和8年3月31日	ご減指令第217号	①一般廃棄物 (ごみ) ②収集及び運搬

一般貨物自動車運送事業	許可番号	関自貨第1800号
-------------	------	-----------

(9) 事業計画の概要

一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業において、事業者の分別排出の協力を得て、再資源化のために可能な限りの分別回収・運搬に努めます。

(10) 廃棄物収集運搬工程図



(11) 保有設備

②・③ トラクタ	4台・2台	6台	② 4 t アームロール車	3台
②・③ セミトレーラ	4台・1台	5台	② 8 t アームロール車	2台
① 鹿芥車		1台	② フルトレーラ	1台
② 清掃車		1台	② 4 t ユニック車	1台
② 10 t アームロール車		2台	② 2 t 平車	1台
② 10 t ダンプ車		5台	② 2 t 箱車	1台
② 10 t 回送車		1台	② 3 t 箱車	1台
② 軽冷蔵冷凍車		1台	③ 軽ワゴン車	1台
② バン		1台	③ タンク車	1台
			合 計	35台
			(内 収集運搬車両	26台)
※			①・・・一般廃棄物車両	
			②・・・産業廃棄物車両	
			③・・・運送業車両	

(12) 産業廃棄物収集運搬料金及び貨物運送料金

料金につきましては種類、量により計算いたしますので、TEL029-241-8787 (担当：本間まで) お手数ですがご連絡ください。お見積りは無料にて賜ります。貨物運送の料金につきまして、走行距離、作業内容（積込作業）・待機の有無等で料金を決定しますので、TEL029-241-8787 (野澤まで) お手数ですが、ご連絡ください。お見積りは無料にて賜ります。



フルトレーラー



塵芥車



重機(バックフォー)

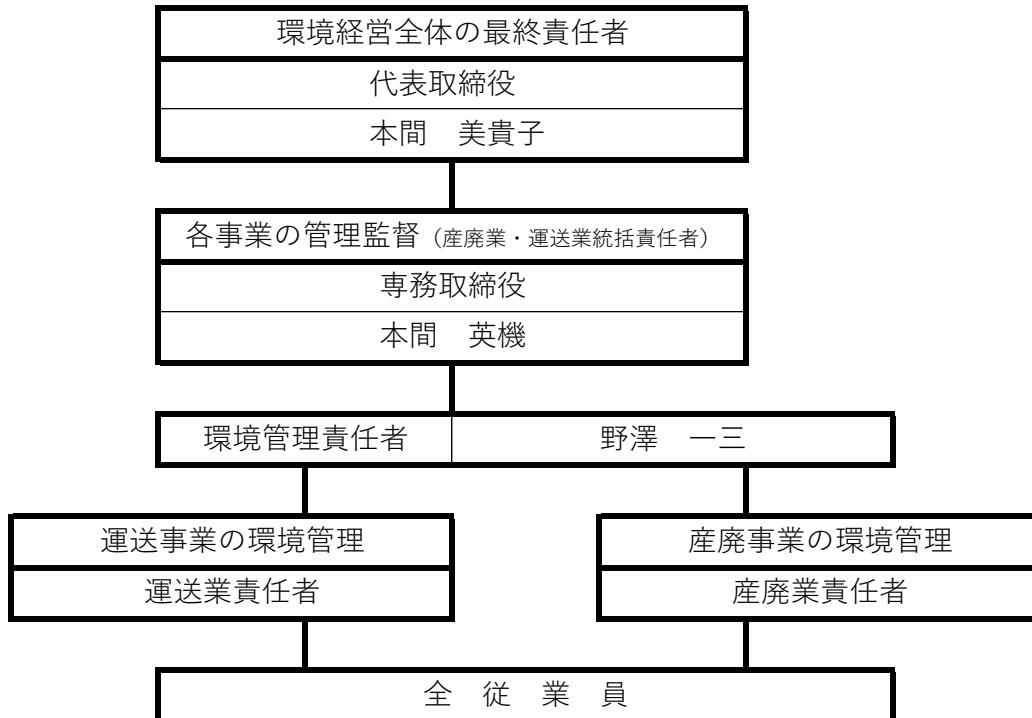


清掃車

(13) EA21組織図

作成日：令和7年6月30日

(EA21実施体制)



[環境管理組織における機能]

代表取締役

- ・環境経営全般に関する最終的な責任を負う。
- ・環境方針の策定、資源配分、目標設定を行う。
- ・代表者の全体評価と見直し及び指示
- ・法例遵守の確認、適正処理の実施、関連記録の評価を担当する。

統括責任者（専務取締役）

- ・運送・産業事業の統括責任者
- ・運送事業および産業廃棄物収集運搬事業の責任者と連携し、各業務の環境配慮を徹底する。

環境管理責任者

- ・EA21運用
- ・環境活動レポートを作成する。
- ・環境関連文書及び記録の作成・管理等
- ・外部からの苦情等の受付と必要な対応及び結果を記録する。

運送業責任者

- ・運送業務における環境目標の実施と管理を行う。
- ・燃料使用量や排出ガスの低減、アイドリングストップ等の取り組みを推進する。
- ・関係する記録の作成・保管を担当する。

産廃業責任者

- ・産業廃棄物収集運搬に関する環境目標の実施と管理を行う。
- ・法例遵守の確認、適正処理の実施、関連記録の作成・保管を担当する。
- ・分別等の業務における環境影響の最小限を推進する。

3.環境経営目標

★令和5年度（令和5年7月～令和5年6月）実績を基準年度として以下に環境負荷の削減目標を示します。

★1～5の環境経営目標を基準年度（令和5年）値より毎年1%削減とします

なお、県庁前営業所は令和6年度より営業を開始したので、令和6年度を基準年度とし、毎年1%削減とします

項目	単位	目標値			
		令和5年度 (基準値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1.電力使用量削減 (茨城町営業所) (県庁前営業所)	kWh	9,810	9,712	9,614	9,516
	kWh	—	3,474	3,439	3,405
2.収集運搬等車両 燃料使用量削減	ガソリン	L	7,131	7,060	6,988
	軽油	L	179,993	178,193	176,393
3.総CO2排出量		kg-CO2	484,928	480,079	475,229
4.一般廃棄物の排出量の削減		t	0.98	0.97	0.96
5.水使用量削減		m3	5,111	5060	5009
6.運搬・運送の環境配慮 (運転評価点)		点	97	98	99
7.社会貢献活動の推進		2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
8.解体工事における苦情発生 防止		発生 件数	0件	0件	0件

<備考>

- ・電力のCO2排出量には、東京電力株式会社2023年度の調整後排出係数（0.408kg-CO2/kWh）を使用した。
- ・有害化学物質の使用はありません。
- ・都市ガスと灯油は、発生比率が低いので（1%未満）目標設定しない。

4.環境経営計画（令和6年7月～令和7年6月）

(1) 二酸化炭素排出量の削減取組

①軽油使用量の削減

- ・デジタコの活用によるエコドライブ活動
- ・不要物を積載しない。

②電気使用量の削減

- ・昼休みの消灯、不要時の消灯
- ・帰宅時は、パソコン・プリンターは電源をOFFにし、コピー機は待機モードにする。
- ・空調は、夏27度、冬23度に設定する。

(2) 廃棄物の削減・リサイクルの取り組み

- ・資源ゴミと可燃ごみの分別の徹底
- ・分別の徹底によりリサイクルの推進

(3) 水使用量の削減への取り組み

- ・水の流しっぱなし作業はしない
- ・ストッパー付ガンで洗車する。

(4) 運搬・運送の環境配慮（安全・エコ活動の推進）

- ・エコ運転に繋がる運転ポイントの見える化
- ・特殊車両の年次点検及びフォークリフト年次点検
- ・油漏れの可能性のある修理は即対応

(5) 解体工事における配慮

- ・近隣住民への挨拶
- ・作業現場の整理整頓・清掃の徹底
- ・重機・車両等のアイドリングストップ

(6) 社会貢献活動等

- ・会社周辺の清掃活動
- ・ボランティア活動

5.環境経営目標の実績

項目	単位	目標値			
		令和5年度 (基準値)	令和6年度	実績	評価
1.電力使用量削減 (茨城町営業所) (県庁前営業所)	kWh	9,810	9,712	10,893	未達成
	kWh	—	3,474	3,474	基準年
2.収集運搬等車両 燃料使用量削減	ガソリン	L	7,131	7,060	達成
	軽油	L	179,993	178,193	達成
3.総CO2排出量	kg-CO2	484,928	480,079	475,910	達成
4.一般廃棄物の排出量の削減	t	0.98	0.97	0.92	達成
5.水使用量削減	m3	5,111	5060	5,264	未達成
6.運搬・運送の環境配慮 (運転評価点)	点	97	98	98	達成
7.社会貢献活動の推進	2回	2回	2回	4	達成
8.解体工事における苦情発生 防止	発生 件数	0件	0件	0件	達成

【実績に対する分析】

- 電力使用量削減：日頃から温度設定や日除けなどの対策は行っているが、年々、暑さが増しており、熱中症対策の一環で従業員が帰庫する前に事務所を冷やしておく対策を行っているため電力の増加傾向に至っている。
- 収集運搬等車両燃料使用量削減：運転者教育の繰り返すことにより、ドライバーによるエコドライブ・最短ルート設定・アイドリングストップが徹底され、使用量削減ができた。
- 水使用量削減：ストッパー付きガンにて洗車は徹底できている。電気同様、暑さ対策など駐車場へ散水を行っており、水使用量は増加傾向である。
- 社会貢献活動の推進：不法投棄撤去ボランティア活動年2回実施。近隣清掃活動年2回実施。

6.環境経営計画の取組結果とその評価、今後の取組内容

令和6年7月1日～令和7年6月30日の実施評価及び今後の取組みを記載

評価：◎よくできた（達成度 105%以上） ○できた（達成度 90%以上～105%未満）

△あまりできなかった（達成度 70%以上90未満） ×できなかった（達成度 70%未満）

環境経営活動計画	評価	活動結果と次年度の取り組み
(1) 二酸化炭素排出量の削減 (電気、ガソリン、軽油の削減) (電気、ガソリン、軽油の削減)	○	電気89%・ガソリン109%・軽油102% 電気、ガソリン・軽油の使用量削減に引き続き取り組む。
①エアコン設定温度を決め、実行する ②不要な照明の消灯 ③最短距離ルートを優先する ④エコドライブ、法定速度の厳守 ⑤車両の定期点検と空気圧点検 ⑥不要なアイドリングの禁止	○ ○ ○ ○ ○ ○	設定温度徹底できている（夏27度・冬23度） 電気消灯の徹底は実施できている。 エコドライブ、アイドリングストップの徹底は定着している。継続して取り組む。 定期点検、車検、空気圧点検実施できている。 ガソリン・軽油使用量削減を図る。
(2) 一般廃棄物の排出量の削減	◎	目標0.97 t・本年度実績0.91 t 達成度106% 引続き分別に取り組む。
(3) 水使用料の削減	○	目標5,060m ³ ・本年度実績5,264m ³ 達成度96% 節水の呼びかけを強化する。
①不要な水の出しづなし厳禁 ②節水の周知徹底	○ ○	引き続き洗車時、ストッパー付きガンで洗車する。
(4) 運搬・運送の環境配慮	○	運転評価点 目標98点・本年度実績99点
①エコ運転に繋がる運転ポイントの見える化 ②特殊車両フォークリフトの年次点検 ③油漏れの可能性のある修理は即対応	○ ○ ○	引き続き点数評価のフィートバック実施。 年次点検を引き続き実施。 修理即対応を引き続き実施。
(5) 解体工事における配慮 ①近隣住民への挨拶 ②作業現場の整理整頓・清掃の徹底 ③重機のアイドリングストップ ④建設廃棄物リサイクル	○ ○ ○ ○	苦情発生0件 近隣住民の挨拶を引き続き実施。 整理整頓清掃の徹底を引き続き実施。 アイドリング周知している。 分別を徹底している。
(6) 社会貢献活動等 ①会社周辺の清掃活動 ②ボランティア活動	○ ○ ○	年2回実施。 引き続き実施。実施回数を記録する。 引き続き実施。実施回数を記録する。

7.環境関連法規等の遵守状況の確認・評価結果と違反、訴訟等の有無

No	活動内容	法規制等	適用される事項・遵守すべき事項等	遵法性
1	一般廃棄物の収集運搬	廃棄物処理法	・一般廃棄物処理業の許可、更新 ・再委託の禁止　・帳簿の備え	○
2	一般廃棄物の排出	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・分別基準従う分別	○
3	産業廃棄物（特管を含む）の収集運搬業、排出等	廃棄物処理法	・産業廃棄物（特管を含む）の許可、許可更新　・委託契約書締結、5年間保管　・再受託、再委託の禁止　・帳簿の備え・名義貸しの禁止　・都道府県知事への年度終了後事業報告　・収集運搬・保管・委託基準の遵守　・紙、電子マニフェストの管理	○
4	家電の廃棄、収集運搬	家電リサイクル法	・家電の引渡しと料金の支払い ・家電リサイクル券の管理	○
5	空調機の使用	フロン排出抑制法	・簡易点検の実施（3か月1回以上）、記録の保管　・行程管理票による空調機の適正廃棄　・フロン類をみだりに放出禁止	○
6	解体工事	建設業法	・許可、標識の掲示、帳簿の備え	○
7		建設リサイクル法	・技術管理者の設置、標識の掲示　・帳簿の備え　・対象工事の分別解体、発注者への説明、完了報告	○
8		大気汚染防止法	・解体工事等の調査・説明・報告・保管 ・調査結果の報告	○
9		石綿障害予防規則	・事前調査、報告、記録の保管 ・石綿作業主任者、特別の教育	○
10	車の運転	道路交通法	・安全運転管理者の選任、届出 ・運行計画、運転車に対する点呼、アルコールチェック、運転日誌	○
11		道路運送車両法	・車両の点検及び整備・過積載の禁止	○
12		貨物自動社運送事業法	・事業の許可 ・過積載指示の禁止、運行管理者	○
13		オフロード法	・基準適合表示	○

環境関連法規への違反行為はありません。また関係する当局から違反、訴訟等の指摘は、過去3年間ありません。

8.代表者の全体評価と見直し及び指示

見直し実施日：令和7年6月30日

項目	変更の有無	代表者の判断・指示内容
(1) 環境経営方針	無	EA21活動を開始してから時間がたっていないことから、変更はしない。
(2) 環境経営目標 及び環境経営計画	無	社員に環境に対する意識を向上させ今回策定した目標計画を達成できるよう、活動に取りくむこと。
(3) 実施体制	無	今回登録を目指し、環境マネジメントシステムを構築したばかりであり、特に変更を要する事項もないでの、このまま継続する。
(4) 総括		今回エコアクション21に取組むべき環境経営方針、環境経営目標を定め、全員で取組んできました。収集繁忙期などの兼ね合いで残念ながら目標未達成の項目もありましたが、継続して活動し、業務と環境を考慮して実行できるように、県庁前支店含め、更なる意識の向上と実践を継続していきたい。